

期末勤勉手当に係る共済貯金臨時積立について(お願い)

日頃から、当組合の貯金事業等の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成28年6月30日(木)に期末勤勉手当が支給されることに伴い、同日中に臨時積立による貯金額の直接振込みを行う貯金者の皆様には、以下の点にご留意いただき手続きを行っていただきますようご協力をお願いいたします。

1 振込額について

共済貯金の振込額は原則1,000円の整数倍の金額とされております。

1,000円未満の端数を伴う振込みについては行うことができませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。

2 振込方法について

共済貯金専用の「振込依頼書」(口座番号253)を使用して、**平成28年6月30日(木)午後1時まで**に山梨中央銀行の本・支店において、振込手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、当日午後1時までに振込手続きを行うことができなかった場合には、金融機関において翌日扱い(翌営業日の7月1日の入金)となることから、6月分の共済貯金の預け入れとはならず一月分の利息が付利されませんので、ご留意ください。

3 振込後の手続きについて

振込後は、「共済貯金臨時積立申込書」(様式第5号)を所属所の共済組合事務担当課を通して当組合宛てご提出いただきますようお願いいたします。

当日は、月末でもあることから月締め処理を行いますので、午後3時までに所属所の共済組合事務担当課において当該申込書を取りまとめの上、当組合宛てFAXにより送付していただくこととしております。当該申込書について、所属所における締切時間を厳守され円滑な入金処理を行うことができますようご協力をお願いいたします。

なお、「共済貯金臨時積立申込書」(様式第5号)は、当組合ホームページ(<http://www.yamanashi-kyosai.jp/>)からもダウンロードして利用することもできますので、ご活用いただきますよう併せてお願いいたします。

担当：総務課 貯金担当 小澤・河西
TEL：055-232-7311